

議案第73号

三朝町個人情報保護条例の一部改正について

次のとおり三朝町個人情報保護条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年9月7日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 三朝町個人情報保護条例（平成12年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) <u>特定個人情報</u> <u>行政手続における特</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

（個人情報の利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、その保有する個人情報（特定個人情報を除く。）について、収集した目的以外の目的への利用又は当該実施機関以外の者への提供（以下「目的外利用等」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）～（7） 略

2及び3 略

（特定個人情報の利用及び提供の制限）

第8条の2 実施機関は、特定個人情報について、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り、収集した目的以外の目的のために利用することができる。

2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

（開示請求権）

第11条 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、特定個人情報にあっては未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人（以下「未成年者等の法定代理人」という。）又は本人の委任による代理人によりすることができる。

（開示請求の手続）

（個人情報の利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、その保有する個人情報について、収集した目的以外の目的への利用又は当該実施機関以外の者への提供（以下「目的外利用等」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）～（7） 略

2及び3 略

（開示請求権）

第11条 略

2 略

（開示請求の手続）

第12条 略

2 開示請求をしようとする者は、開示請求書を提出する際、実施機関に対し、当該本人又はその代理人 (特定個人情報にあっては、未成年者等の法定代理人又は本人の委任による代理人) であることを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 略

(実施機関の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当する自己情報（以下「不開示情報」という。）である場合又は開示請求に係る自己情報に不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 未成年者等の法定代理人又は本人の委任による代理人により開示請求がされた 当該未成年者等又は当該本人に係る自己情報であって、開示することにより、当該未成年者等又は当該本人の利益に反することとなると認められるもの

(開示決定等の期限)

第18条 略

(開示請求に係る事案の移送)

第18条の2 実施機関は、開示請求に係る保有する個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知

第12条 略

2 開示請求をしようとする者は、開示請求書を提出する際、実施機関に対し、当該本人又はその代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 略

(実施機関の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当する自己情報（以下「不開示情報」という。）である場合又は開示請求に係る自己情報に不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 未成年者の法定代理人により開示請求がされた 当該未成年者に係る自己情報であって、開示することにより、当該未成年者の利益に反することとなると認められるもの

(開示決定等の期限)

第18条 略

しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第17条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(中止の請求)

第23条 何人も、第8条及び第8条の2の規定に違反して自己情報の目的外利用等がされていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

(訂正等の請求の手続)

第24条 略

2 第11条第2項及び第3項並びに第12条第2項及び第3項の規定は、訂正等請求について準用する。

(訂正請求等に係る事案の移送)

第27条の2 実施機関は、訂正等請求に係る保有する個人情報が第18条の2第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正等請求をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正等請求の請求者に対し、事案を移送し

(中止の請求)

第23条 何人も、第8条の規定に違反して自己情報の目的外利用等がされていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

(訂正等の請求の手続)

第24条 略

2 第11条第2項並びに第12条第2項及び第3項の規定は、訂正等請求について準用する。

た旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正等請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第25条第1項の決定（以下「訂正決定等」という。）をしたときは、当該実施機関は、訂正等の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該訂正等の実施に必要な協力をしなければならない。

（保有する個人情報の外部提供先への通知）

第27条の3 実施機関は、訂正決定等に基づく保有する個人情報の訂正等を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有する個人情報の外部提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（費用負担）

第28条 自己情報の開示及び訂正等に係る手数料は、無料とする。ただし、自己情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（適用除外等）

第36条 略

2 略

3 前項の規定は、特定個人情報については、適用しない。

（費用負担）

第28条 自己情報の開示及び訂正等に係る手数料は、無料とする。ただし、自己情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（適用除外等）

第36条 略

2 略

第2条 三朝町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号並びに追加項等の表示を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>(特定個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第8条の2 実施機関は、特定個人情報<u>(情報提供等記録を除く。)</u>については、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り、収集した目的以外の目的のために利用することができる。</p> <p><u>2 実施機関は、情報提供等記録を収集した目的以外の目的のために利用してはならない。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(開示請求に係る事案の移送)</p> <p>第18条の2 実施機関は、開示請求に係る保有する個人情報<u>(情報提供等記録を除く。)</u>が他の実施機関から提供されたものである</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(特定個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第8条の2 実施機関は、特定個人情報について、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り、収集した目的以外の目的のために利用することができる。</p> <p><u>2 略</u></p> <p>(開示請求に係る事案の移送)</p> <p>第18条の2 実施機関は、開示請求に係る保有する個人情報<u>が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関</u></p>

とき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

## 2 及び 3 略

### (削除の請求)

第22条 何人も、第7条に規定する個人情報の収集の制限を越えて自己情報 (情報提供等記録を除く。) の収集がされたと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

### (中止の請求)

第23条 何人も、第8条及び第8条の2の規定に違反して自己情報 (情報提供等記録を除く。) の目的外利用等がされていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

### (訂正請求等に係る事案の移送)

第27条の2 実施機関は、訂正等請求に係る保有する個人情報 (情報提供等記録を除く。) が第18条の2第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正等請求を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正等請求の請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

## 2 及び 3 略

において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

## 2 及び 3 略

### (削除の請求)

第22条 何人も、第7条に規定する個人情報の収集の制限を越えて自己情報の収集がされたと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

### (中止の請求)

第23条 何人も、第8条及び第8条の2の規定に違反して自己情報の目的外利用等がされていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

### (訂正請求等に係る事案の移送)

第27条の2 実施機関は、訂正等請求に係る保有する個人情報が第18条の2第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正等請求を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正等請求の請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

## 2 及び 3 略

(保有する個人情報の外部提供先への通知)

第27条の3 実施機関は、訂正決定等に基づく保有する個人情報の訂正等を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有する個人情報の外部提供先(情報提供等記録の訂正の実施をした場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(保有する個人情報の外部提供先への通知)

第27条の3 実施機関は、訂正決定等に基づく保有する個人情報の訂正等を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有する個人情報の外部提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

#### 附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日とする。